個人情報保護制度

個人情報保護法が、4月1日から全面施行されました。この法律は、個人の権利や利益を保護することを目的とし、官民を通じた個人情報の保護と民間の事業者に対する個人情報の取り扱いのルールを定めたものです。

このことにより、虻田町では、町が保有するすべての個人情報の保護を図るため、「虻田町個人情報保護条例」を制定し、4月1日から実施されました。

町では、町民の皆さん一人ひとりに関する個人情報をもとに、さまざまな業務を行っております。個人情報保護制度は、今日のような情報化社会にあって、個人情報をより適正に取り扱うルールを定めるものです。この制度の創設によって、プライバシーなど個人の権利利益を保護し、公正で民主的な町政の推進をめざします。制度の内容は次のとおりです。

◎個人情報とは

個人に関する情報で、特定の個人が識別することができるものをいいます。具体的には、氏名、住所、生年月日、職業、所得、心身の状況など特定の個人に関するすべての情報をいいます。

◎実施する機関は

町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会です。

◎個人情報を保護するために

■収集の制限

個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要最小限の範囲で、直接本人から収集することを原則としています。

■利用、提供の制限

個人情報は、収集する目的に合った利用をします。目的外の利用や外部に提供を行う場合には、「本人の同意があるとき」、「法令等に定めがあるとき」など一定の制限があります。

■適正な管理

個人情報は正確で最新なものとし、漏えい防止など適正な管理のための措置を講じます。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合には、委託の条件や内容について、保護するために必要な措置を講じます。

■個人情報取扱事務の登録

個人情報の取り扱う事務の目的や内容を明らかにするため、「個人情報取扱事務登録簿」が作成され、町民の皆さんに閲覧していただけるようになります。

■職員等の責務

町の職員や委託業者などは、知り得た個人情報を正当な理由もなく他人に知らせたり、不当な目的に使用しません。違反した場合には、罰則が課せられます。

◎町民の皆さんの権利は

■開示請求権

自己の個人情報の開示を請求できます。ただし、法令などの規定により開示できない情報があります。

■訂正請求権

自己に関する個人情報に誤りがあるときは、訂正を請求できます。

■利用停止請求権

条例に反した収集、利用又は外部提供については、その利用及び停止を請求できます。

◎個人情報の請求方法など

■請求の方法

所定の請求書に、住所、氏名、具体的に知りたい内容などを記入し、提出してください。この際、本人であることを確認するために必要な書類（運転免許証、パスポートなど）を見せていただきます。

■開示・非開示の決定

開示できるかどうかは、請求を受理した日から14日以内、訂正・利用停止については30日以内に決定し、文書でお知らせいたします。ただし、開示などの情報が著しく多いなどの理由で、その決定を延期する場合があります。

■開示の方法と費用

開示の方法は、文書・図画などは閲覧かその写し、電磁的記録は視聴または写しの交付になります。閲覧・視聴は無料ですが、写しの交付を希望されるときは実費が必要となります。

◎不服申し立て

個人情報を開示できない、訂正・利用停止ができないなどの決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づいて、60日以内に不服申し立てができます。不服申し立てがあると、実施機関は委員5名で構成される「虻田町情報公開・個人情報保護審査会」の意見を求め、その意見を尊重して不服申し立てに対する決定を行います。

（問合せ先　総務課直通☎74－3000）